

風営法のダンス規制による弊害（3号営業）

- 1) 巷のカフェや教室でも**若者が気楽にダンスを楽しむ場**を取り上げてしまっている
（ダンスを踊りながらワインやシャンパンを飲むスタイルは海外では当然）
⇒ 社交ダンスは規制により**若者が離れ、ダンス人口の高齢化と減少** ⇒ **業界存亡の危機**
- 2) 大使館舞踏会、ホテル等での飲食付パーティ、競技会（飲食可）、国技館イベントなど、現行法上は「違法」であるが、実際に問題ないとされているので、明確に合法化すべき
⇒ 裁量行政による弊害と、不明確さによる業界萎縮
 - ① 裁量基準の変化
 - ② 警察が摘発しない基準でも通報があれば動かざるを得ない
- 3) 社交ダンスの後から出てきたサルサは若者に人気があり**実質市民権を得ているが、無許可営業とならざるを得ない**
（風営法の許可を取れない理由）
 - ① 床面積要件や営業制限地域制限等の要件が厳しい
 - ② 風俗営業者になってしまうことにより様々なデメリットがある
 - 〈A〉 未成年の立入りが禁止され、キッズダンスのイベントができない
 - 〈B〉 健全な営業なのに、遮蔽義務や目的外使用の制限などは性風俗営業者と同様の扱い
 - 〈C〉 テナントを貸してもらえない、金融機関が貸してくれない

風営法のダンス規制による弊害（3号営業）

- 4) 国際都市でも海外観光客が遊べない（vs.アジア各国でのダンスブーム）
 - 5) 無許可営業状態であっても「男女の享乐的雰囲気^{が過度にわたる}」
事故は、少なくとも社交ダンス、サルサ業界に於いてここ十数年間、
事例を聞いたことがない
 - 6) 風営法の存在 ⇒ 無許可営業の弊害（禁酒法と類似）
 - ⇒ 「風俗」名称やグレーエリアには優良企業が入り難く、逆に暴力団が入り易くなる
 - ⇒ 問題が発生しても警察に通報しにくい状態（問題を内包しやすい）
 - ⇒ 排他的営業となり、やり方によってはぼろ儲けする業者が出る
 - ▲優良企業の参入、競争原理による適正価格化や淘汰が行われない
-
- 3号に替わる簡易な方法で管理することによってダンスの営業を認めるべき
 - 海外と同様、深夜については一定の制限の中でダンスを認めるべき

風営法のダンス規制による弊害（1号営業）

★風営法の規制すべき営業としてトップに「ダンス」が出現

⇒ ダンス全体のイメージを著しく落としている

◎ 1号営業の要素は「ダンス」and「接待」and「飲食」

◎ 2号営業の要素は「接待」and「遊興」or「飲食」

「ダンス」が悪いのではなく「接待」があれば問題

■ ダンスが遊興に含まれるとすれば、1号営業は2号営業に完全に含まれるので、1号は削除されるべき（2号微修正）

[市議会トップ](#)[最新情報](#)[議長・副議長あいさつ](#)[会議の予定](#)[議会の紹介](#)[議員の紹介](#)[請願の出し方](#)[会議の結果](#)[市議会だより](#)[議会関係例規集](#)[議長交際費](#)[議会活動状況](#)[中学生議会](#)[キッズページ](#)[視察のご案内](#)

映像配信

[議場ライブ中継](#)[本会議録画中継](#)[委員会録画中継](#)

会議録検索

[本会議の閲覧](#)[委員会の閲覧](#)[詳細検索](#)[一般質問](#)

議決結果

[議案等](#)[意見書・決議](#)[請願](#)[操作説明](#)[リンク集](#)

意見書・決議の詳細

[前の画面に戻る](#)

議員提出議案第7号 「ダンス規制法」の見直しを求める意見書

| | | | |
|------|-----------|-------|------------|
| 議案番号 | 議員提出議案第7号 | 議決年月日 | 平成25年3月27日 |
| 結果 | 原案可決 | | |

議員提出議案第7号 「ダンス規制法」の見直しを求める意見書

「ダンス規制法」の見直しを求める意見書

現在、営業目的で「ダンス」をさせることが、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」)で規制され、ダンスが許可制になり、様々な条件が設けられている。

風営法は、「風俗営業」を対象に、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持」することを目的にしているが、ダンスをすることは、風俗や環境を乱さない。

文部科学省は、平成24年度よりダンスを中学校体育の必修科目としたが、その指導に当たっても「ダンスとは、古今東西老若男女が楽しむ身体活動」と位置付けて「表現や踊りでの交流を通して仲間とのコミュニケーションを豊かにする」(新学習指導要領)としている。授業では、「ロックやヒップホップなどのリズムの曲を組み合わせ」「つい踊りだしたくなるような状況を作りましょう」と指導計画を示している。ダンスカルチャーは、世界的にも市民権を得ており、オリンピックの開会式でもディスクジョッキー(DJ)が登場している。同時にクラブ、ライブハウスは、そこで営業する人を始め、多くの雇用や消費を生み出す経済活動の場でもある。ドイツ、ベルリンのように国や市で、政策の一環としてクラブの活性化を図り、魅力や成長の一助としている都市もある。

現在の風営法は、売買春を防止する目的で、終戦直後の1948年に制定された。学校でダンスが教えられる一方、いまだに法律で踊ることを規制するのは、時代にマッチしない。多くのクラブ、ライブハウスは健全に音楽、踊りを通じて人と人が人間的に触れ合う交流の場であり、青少年の健全な育成に向けて、薬物や暴力の排除・根絶、地域住民との融和に取り組んでいる。

については、音楽家、アーティストを輩出し、新しい文化を生み出す場としてのクラブ、ライブハウスなどを守り発展させるため、次の事項について実現を強く求めるものである。

1. 風営法の規制対象から「ダンス」を削除すること。
2. 行政上の指導は、「国民の基本的人権を不当に侵害しないよう」に努め、「いやしくも職権の乱用や正当に営業している者に無用の負担をかけることのないよう」とする第101回国会附帯決議(衆議院1984年7月5日)や「解釈運用基準」(2008年7月10日)に基づき適正に運用すること。
3. 表現の自由、芸術、文化を守り、健全な文化発信の施策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

[ページの先頭へ戻る](#) [前の画面に戻る](#)